

人事院公示第 1 0 号

人事院は、人事院規則 1 6 — 0（職員の災害補償）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 8 年人事院公示第 1 1 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 3 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 平均給与額の最低保障額は、 <u>4, 2 0 0 円</u> とする。	1 平均給与額の最低保障額は、 <u>4, 0 6 0 円</u> とする。
2・3 （略）	2・3 （略）

- 2 この決定による改正は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を発生する。